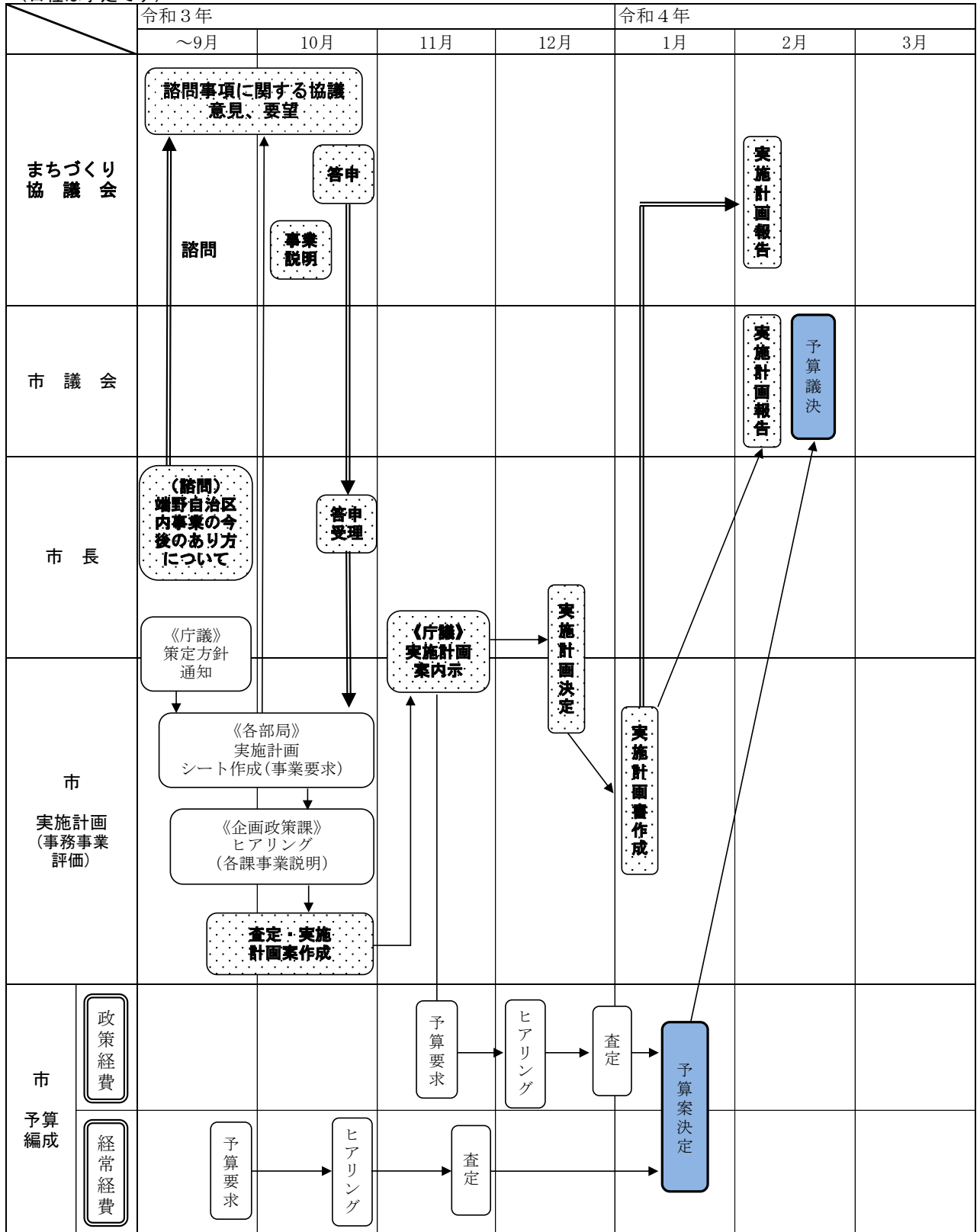


◆ 諮問から答申までの流れについて ◆ (実施計画策定とまちづくり協議会の関わり)

(日程は予定です)



(用語解説)

・ **実施計画**とは、総合計画を受けて、その目標達成に向けた個別事業を計画的に実施するために位置付けた計画です。

・ **実施計画の対象となる事業**とは、道路整備、各種施設整備などの建設事業や、新規のソフト事業の他、既に実施している事業(経常的なもの)で市民サービスの向上を目的としたレベルアップ分についても対象となります。また、国や道が事業主体であっても、市の財政負担を伴う事業も含まれます。

・ **政策経費**とは、実施計画採択予定事業や施設の新設・増築等の事業費、その年限りの比較的多額な営繕改修、臨時物件の購入などです。

・ **経常経費**とは、毎年、経常的に支出する、人件費・公債費などの義務的経費や施設維持管理費等に該当する経費です。